

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4273000093 戸籍総合システム賃貸借(再リース)
	履行場所	市民課
	種類	業務委託
	概要	戸籍管理システムを賃貸借(再リース)することにより、事務の効率的及び安定的な運用を図る。
相手方	名称	日立キャピタル株式会社
	代表者	執行役 川部 誠治
	所在地	東京都港区西新橋一丁目3番1号
相手方	名称	株式会社日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本市で使用している戸籍総合システムのリース期間が終了したことに伴い、これまでのシステム運用において不具合等がないこと、システムの操作性がわかりやすいこと、戸籍記録の正確性、支援体制が確立していること、またこれまでの金額と比して著しく有利な価格で再リースすることが可能となるため、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [市民課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4273000095 イントラネットセキュリティ機器購入
	履行場所	情報政策課
	種類	物品販売
	概要	イントラネットを稼動しているネットワーク機器を更新することにより、イントラネットの安定的運用と事務の効率化を図る。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市のイントラネットに係るセキュリティ設定は、市とイントラネット構築業者である上記業者と協議のうえ決定している。今回調達を予定しているイントラネットセキュリティ機器を競争入札とするには、セキュリティ設定を公開しなければならず、設定を公開することでイントラネットのセキュリティを保つことが困難になるため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4273000104 南相馬チャンネルライブ放送用中継器購入
	履行場所	情報政策課
	種類	物品
	概要	既存のライブ放送用中継器が故障したため、新たな中継器を調達し、南相馬チャンネルの安定的な放送を図る。
相手方	名称	株式会社ヨーズマ 南相馬スタジオ
	代表者	代表取締役 野口 高志
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町2-34
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬チャンネルのライブ中継を行うためには、撮影用カメラ、映像配信サーバー及び撮影した映像データを配信用サーバーに転送するための中継機器の3つの機材を一体的に運用する必要がある。このため、今般調達する中継器は、既に運用されている撮影用カメラ、映像配信サーバーとの互換性を有する必要がある。</p> <p>上記の互換性を有する中継器を販売するメーカーは、国内で三信電気株式会社のみであり、当該メーカーの製品を取り扱える代理店は、市内に、株式会社ヨーズマ 南相馬スタジオ1社のみであることから、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [総務部 情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 7 3 0 0 0 1 1 3 南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業に係る旅館客室の賃貸借
	履行場所	南相馬市小高区東町一丁目40番 双葉屋旅館
	種類	旅館客室の賃貸借
	概要	避難指示解除準備区域から市外に避難している市民が一時的に市内に戻って帰還の準備をする際に、小高区内の旅館に無料で宿泊できるよう支援する事業（帰還準備旅館宿泊支援事業）を行うため、旅館の客室を賃貸借するもの。
相手方	名称	双葉屋旅館
	代表者	紺野 貞
	所在地	南相馬市小高区東町一丁目40番
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>帰還準備旅館宿泊支援事業の実施に当たっては、小高区内で営業する旅館の客室を借用することが必要不可欠であるが、現時点において上記業者（双葉屋旅館）は、小高区内で旅館の客室を提供する能力を有し、かつ市の入札参加資格を有する唯一の業者であり、他に履行可能なものがないことから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [建設部 建築住宅課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。